

介護福祉士養成施設学生支援事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日

福祉保健部長寿介護課

(趣旨)

第1条 県は、介護福祉士の資格取得を目指す学生の実習経費の負担を軽減するため、予算で定めるところにより、県内の介護福祉士養成施設を設置する法人に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護福祉士養成施設」とは、カリキュラム、教員、施設・設備、実習施設など、介護福祉士の養成施設の指定基準を満たすものとして、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設をいう。

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県内に所在する介護福祉士養成施設を設置する法人。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費、補助基準額及び補助額)

第4条 補助対象経費、補助基準額及び補助額は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第3号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(別記様式第2号)
- (2) 第3条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (3) 第3条第3号に係る特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第4号)
- (4) 第3条第4号に係る誓約書(別記様式第5号)

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条及び第12条の規定により報告を求め、実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の要綱や制度に基づく補助を受けないこと。
- (4) 補助事業の対象となった生徒の卒業後の進路等、事業終了後に補助の目的を検証するために県が実施する調査に協力しなければならないこと。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更交付申請書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、概算払により交付する。

2 補助事業者は補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 補助金所要額調書（別記様式第2号）
- (3) 収支決算書（別記様式第3号）
- (4) 卒業生の進路状況等（別記様式第8号）
- (5) 補助金所要額を確認できる書類（領収証の写し等）

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る介護福祉士養成施設学生支援事業費補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費
(1) 実習（施設実習・学内外における実習）又は施設見学に必要な以下の経費 ア 被服費 イ 消耗品費（※） ウ 謝金 エ 施設実習・施設見学・展示会見学に係る交通費（車両借上げ費、燃料費） オ 検便費 カ 損害保険料 キ 感染症対策の予防接種及びPCR検査等の受検に係る費用
(2) その他実習に必要な経費として知事が認めた経費
※ 事業終了後、学校の所有になるものは除く。
補助基準額
学生1人当たり年額上限30,000円
補助額
1 法人につき、『「1人当たりの補助対象経費×事業対象の学生数」の合計』と 「補助基準額×事業対象の学生数」を比較して、いずれか低い額